～楢葉町から転出される方へ～

▼下記の事項に該当する方は、次の手続きが必要です。

楢葉町での手続き		窓口	新住所地での手続き
印鑑登録をしている方	転出により自動的に登録抹消になります。 印鑑登録証は破棄してください。	町民税務課 戸籍住民係	新たに印鑑登録をしてください。
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカードを窓口で提示してください。		マイナンバーカードの継続利用をしてください。 転入より２週間以内に手続きしないとカードが使えなくなります。
国民健康保険に加入している方	保険証をお返しください。 郵送での転出の場合は破棄してください。	保健福祉課 国保年金係	新たに加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療制度を受けている方	後期高齢者医療被保険者証をお返しください。 県外へ転出される方へは負担区分証明書を交付します。 県内へ転出される方へは異動連絡票(広域内異動用)を交付します。		新たに加入の手続きをしてください。 県外へ転入される方は負担区分証明書をお持ちください。 県内へ転入される方は異動連絡票(広域内異動用)をお持ちください。
障がい者手帳 **自立支援医療受給者証**をお持ちの方	お手続きの必要はありません。	保健福祉課 社会福祉係	手帳の住所変更手続きをしてください。
重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方	受給者証、印鑑をお持ちください。 返還の手続きを行います。		新たに申請してください。
障がい福祉サービス **障がい児支援サービス**を利用している方	新住所地での手続き終了後に受給者証をお返しください。		新たに申請してください。
介護保険被保険者証の交付を受けている方	介護保険被保険者証をお返しください。 要介護認定を受けている方には、受給資格証明書をお渡しします。		要介護認定を継続する場合は、受給資格証明書をお持ちください。
特別児童扶養手当を受けている方	住所変更の手続きを行います。	保健福祉課 介護保険係	住所変更届を提出してください。
児童手当を受けている方	資格消滅の手続きをしてください。	こども課	児童手当の申請をしてください。 印鑑、預金通帳をお持ちください。
児童扶養手当を受けている方	手当証書、印鑑をお持ちください。 住所変更の手続きを行います。		住所変更届を提出してください。
乳幼児・子ども医療を受けている方	乳児医療受給者証をお返しください。		健康保険証・印鑑を持参してください。
小・中学校に在学している方	現在の学校から、在学証明書・教科書給与証明書をお受け取りください。	学校	在学証明書・教科書給与証明書を持参してください。
固定資産をお持ちの方	納税通知書の送付先を変更をしてください。	町民税務課 固定資産税係	お手続きは必要ありません。
バイク **（125cc以下）** をお持ちの方	ナンバープレート・標識交付証明書をお持ちください。 廃車手続きを行い、廃車証明書をお受け取りください。	町民税務課 賦課収納係	廃車証明書を持参し登録の手続きをしてください。
水道について	下記へご連絡ください。 双葉地方水道企業団　総務課営業係 （TEL：0240-25-5323）	双葉地方 水道企業団	担当部署でお手続きください。

転入の手続きは、新住所に住み始めた日から１４日以内に申請してください。

転入の手続きには下記のものをお持ちください。

① 転出証明書
② 身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）
③ マイナンバーカード（お持ちの方のみ）

※その他、手続きは必要に応じてお問い合わせください。

楢葉町役場
〒979-0696
福島県双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂5番地6
TEL：０２４０-２５-２１１１

